

## FreeiD マンション Plus 契約約款

### 第 1 条 定義等

1. この FreeiD マンション Plus 契約約款は、FreeiD マンション Plus に係る FreeiD 管理システムを利用するお客様に適用されます。
2. FreeiD マンション Plus 契約約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。
  - ① 「FreeiD マンション Plus」とは、FreeiD において、当社がユーザーとの間で別途に締結する利用契約に基づき、ユーザーが、当該サービスを導入する対象建物の対象箇所に設置される FreeiD デバイスにおいて顔認証によりドアの解錠その他の顔認証によるユーザー認証を可能とするサービスをいいます。
  - ② 「ワнтаイムユーザー機能」とは、ユーザーの家族及び知人その他のユーザーがマンション顔認証サービスの使用を許可した者に対して、FreeiD マンション Plus を使用させる機能をいいます。お客様がワнтаイムユーザー機能を利用する場合には、FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「FreeiDのうち、お客様が使用する本サービスの種類」において、FreeiD マンション Plus に付加してワнтаイムユーザー機能を使用する旨を定めるものとします。
  - ③ 「FreeiD トークン」とは、ワнтаイムパスコードを生成するハードウェアトークン及び QR コードその他の証票であって対象建物の特定の住居に紐付く固有の認証情報を含むものをいいます。
  - ④ 「対象建物」とは、お客様が FreeiD マンション Plus を導入するマンション・戸建住宅等の建物をいいます。
  - ⑤ 「対象箇所」とは、FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「対象箇所」に規定する FreeiD デバイスの設置箇所をいいます。

### 第 2 条 FreeiD 管理システムの内容

1. 当社は、お客様に対し、FreeiD マンション Plus 契約約款を含む本契約に定めるところにより、FreeiD 管理システムの利用を許諾し、お客様は、当社に対し、FreeiD 管理システムの利用の対価として、サービス料金を当社に支払うものとします。
2. お客様は、FreeiD トークンを利用して対象建物の対象箇所に設置された FreeiD デバイスに係る FreeiD 管理システムの利用登録（以下「利用登録」といいます。）を行ったユーザーをして、FreeiD 管理システムを使用させることができます。
3. お客様は、利用登録を行ったユーザーをして、FreeiD 管理システムを使用して対象建

物において FreeiD マンション Plus を利用させることができます。

4. お客様は、管理者及びユーザーをして、お客様同様に FreeiD マンション Plus 契約約款を含む本契約を遵守させることとします。

### 第 3 条 マンション顔認証サービスに係る業務内容

1. FreeiD マンション Plus 契約約款を含む本契約に基づき、当社が提供する FreeiD マンション Plus に係る業務の概要は次のとおりとします。当社は、FreeiD マンション Plus 契約約款、本契約及び関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって FreeiD マンション Plus に係る業務を遂行するものとし、お客様は FreeiD マンション Plus に係る業務の遂行について合理的な協力を行い、又は管理者若しくはユーザーをして協力させるものとし、
  - ① 対象建物においてユーザーに FreeiD マンション Plus を利用させるための顔認証端末に係る FreeiD 管理システムの利用許諾
  - ② その他 FreeiD ライセンス契約書本文の「本契約の主要条件」で定める「特約条項」において別途合意する業務
2. 当社は、お客様が求める場合には、速やかに FreeiD マンション Plus に係る業務の遂行状況をお客様に報告し、その他必要な措置を求められた場合には合理的な範囲で協力するものとし、

### 第 4 条 FreeiD 管理システム利用サービス

1. 当社は、お客様に対し、FreeiD マンション Plus 契約約款を含む本契約で定める条件に従って、対象箇所に設置された FreeiD デバイスに関する FreeiD 管理システム（ワンタイムユーザー機能を含みます。以下同様とします。）を、譲渡不可・次項の再利用許諾以外の再利用許諾不可の態様で利用することを許諾します。なお、お客様及び当社は、FreeiD 管理システムに関する知的財産権について、FreeiD マンション Plus 契約約款を含む本契約にて明示的に許諾する以外には、当社がお客様及びユーザーに対して何らの許諾をしているものではないことを確認します。また、お客様及び当社は、お客様及びユーザーが当社に対して FreeiD 管理システムの改修その他の請求をする権利を有するものではないことを確認します。
2. お客様は、利用登録を行ったユーザーに対して、当社が合理的に満足する FreeiD 管理システムの利用に係る誓約事項を承諾させることその他の当社が合理的に満足する条件に従って、対象建物に関する FreeiD 管理システムを、譲渡不可・再利用許諾不可の態様で利用することを許諾することができるものとし、
3. お客様は、前二項に定めるところにより、FreeiD 管理システムを対象建物に限り利用

し、又はユーザーをして利用させることができるものとし、また、お客様は、FreeID 管理システムの利用にあたっては本契約及び関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱い、又はユーザーをして同様の注意義務をもって取り扱わせなければならないものとし、

4. 当社は、FreeID 管理システムを提供するにあたり、当社の責めに帰すべき事由により FreeID 管理システムの提供ができなくなったときは、当社は迅速に復旧作業を行うものとし、
5. お客様は、当社が FreeID 管理システムに関し、その内容、有用性、正確性その他法律上の契約不適合責任を含む何らの明示又は黙示の保証及び責任を負担しないことを、予め承諾するものとし、管理者をして予め承諾させるものとし、

(条文以上)